

## 市長定例記者会見資料



令和5年4月27日	
所 属	協働推進課
所属長	西田 真弓
電 話	06-6489-6153

### ～阪神間で唯一、事業化の手法を「委託」や「補助」に限定しない制度！～ 令和5年度 尼崎市市民提案制度の提案募集を開始します！

尼崎市では、“行政のみ”や“民間のみ”など、一つの主体だけでは解決することができない課題の解決を図るため、多様な主体が課題や目標を共有し、お互いの強みを出し合って、相乗効果を発揮しながら行う「協働の取り組み」を進めています。

「市民提案制度」はこうした「協働の取り組み」の一つであり、事業者や市民活動団体からの自由な発想による提案を基に、市の事業の委託化や市との協働事業の実施（及び補助金の交付）を図ることに加え、さまざまな方法で協働・連携につなげていく制度です。



採択事業「双星放課後カフェ」(R3～)

アイデア段階での提案も受け付けていること、実現方法の選択肢が広く設定されていることが本制度の特徴であり、提案者と市とがお互いをパートナーとして関係性を築き、提案を具体化していけるよう、制度を担当する協働推進課の職員がコーディネートしていきます。

#### 1 市が設定する提案テーマについて

本制度は自由なテーマで提案いただけると同時に、市の考える課題などを「市の提案テーマ」として設定し、提案イメージを膨らませやすいよう工夫をしています。

今年度は37件のテーマを設定し、ご提案をお待ちしております。

【市の提案テーマの一例】

- ・市民等の「たばこ」「ごみ」「自転車（交通安全）」のマナー意識の向上を図る取り組み
  - ・総合文化センター周辺のにぎわいを創出する取り組み
  - ・農業公園への来園を促す取り組み
- など

#### 2 提案募集の概要について（令和6年度実施分）

- (1) 募集期間 5月1日～6月30日 ※必着
- (2) 提案方法 所定のエントリーシート（市ホームページでダウンロード可）をメール、ファクス、郵送、あるいは直接協働推進課へ持参
- (3) その他 提案できる団体の要件や提案内容の要件などの詳細は、別添の募集要領を参照いただくか、協働推進課まで問い合わせください。

#### 3 これまでの主な実績（詳細は別紙参照）

- ・委託…学校給食用牛乳パックの回収事業
- ・協働…双星放課後カフェ

以 上

## これまでの実現事例

令和2年度採択事業		協働事業
1	提案者	一般社団法人ポノポノプレイス
	所管課	園田地域課、幼稚園・高校企画推進担当（現：高校教育課）（共管）
	取組名	双星放課後カフェ
	実施年度	令和3年度～
	経過等	<p>【当初提案】</p> <p>普段何の問題もなく過ごしているように見える高校生にとって、家族でも教師でもない大人と関わることのできる「第三の居場所」を市立双星高校において提案者がカフェ形式で提供し、当該取組を定期的・安定的に行うことで、より効果的な実施を図るもの。</p> <p>【メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案どおり採択</li> <li>・コロナ禍でも工夫を重ねながら、令和5年度も実施中</li> </ul>
2	提案者	尼崎市国際交流協会
	所管課	ダイバーシティ推進課
	取組名	ワンネス♡尼崎
	実施年度	令和3年度
	経過等	<p>【当初提案】</p> <p>隔月に1度程度、地域の外国籍住民と日本人同士が気軽に交流できる、生活に密着したイベントや日本の文化に関するワークショップなどの場を設ける。</p> <p>【メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案どおり採択</li> <li>・コロナ禍でも工夫を重ねながら、令和3年度に4回実施</li> </ul>

令和3年度採択事業		委託事業
1	提案者	社会福祉法人 みんなの労働文化センター
	所管課	学校給食課
	取組名	学校給食用牛乳パックの回収事業
	実施年度	令和4年度～
	経過等	<p>【当初提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の学乳パックについて、児童とともにリサイクルを行う。</li> <li>・ごみ減量、CO<sup>2</sup>削減を図るとともに、児童の環境学習の機会とする。</li> <li>・回収等の業務は障がい者が担う。（就労継続支援B型）</li> </ul> <p>【メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案どおり採択</li> <li>・令和5年1月からモデル3校にてスタート</li> <li>・今後も状況を踏まえて、順次導入予定</li> </ul>

令和4年度採択事業		協働事業
1	提案者	特定非営利活動法人 つなげる
	所管課	健康増進課、こども福祉課 (共管)
	取組名	地域に根差した多胎支援事業
	実施年度	令和5年度～
	経過等	<p>【当初提案】 多胎育児の情報発信・つながりづくり、個別相談等の取り組みを促進するとともに、多胎家庭の保護者の悩みを解消し、社会的な受け入れ環境を広げることを目指したアウトリーチを行う。</p> <p>【メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者が運営する公式LINE等の情報発信ツールを活用し、多胎家庭と、行政や地域とのかけはしになることを目指す</li> <li>・孤立しがちな多胎家庭のつながりづくりとして、市内全域にある“つどいの広場”などを活用しながら、新たな多胎家庭の交流の場を運営</li> <li>・アウトリーチについては、既存の事業（育児支援専門員派遣事業）の中で連携</li> </ul>
2	提案者	アサヒ飲料クラブチャレンジャーズ
	所管課	スポーツ推進課
	取組名	アメフトを通じたスポーツのまち尼崎の実現
	実施年度	令和5年度～
	経過等	<p>【当初提案】 主に中学生を対象とした休日等の課外活動として、週に1回から月に1回程度、フラッグフットボールに親しむ場を設けることで、若年層の継続的な運動習慣の獲得、ひいてはスポーツのまち尼崎の実現につなげていく。</p> <p>【メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的には、国において進めている地域クラブ活動の受け皿になることも視野に、提案者の強みを活かした事業実施を目指す</li> </ul>
3	提案者	特定非営利活動法人 尼崎21世紀の森
	所管課	河港課、公園計画・21世紀の森担当 ほか
	取組名	「自ら変わろう。水から川ろう」Activation On “The Yomo River”
	実施年度	令和5年度～
	経過等	<p>【当初提案】 蓬川、運河水面を有効活用し、数か所の栈橋設置による親水活動に加えて環境学習を進め、さらに防災時の物資輸送への活用や観光資源としての価値を高める。</p> <p>【メモ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず、環境学習を切り口に蓬川という地域資源への関心を高めていく（SUPでごみ拾い、蓬川地域での環境学習）</li> <li>・県・市・提案者による連携で事業実施に必要な門扉等を設置予定</li> </ul>

令和5年度（令和6年度実施分）  
**尼崎市市民提案制度 提案募集要領**

**確 定 版**

**1 募集期間及び応募方法等**

募集期間	令和5年（2023年）5月1日（月曜日）から 令和5年（2023年）6月30日（金曜日）まで ※必着
提出資料	エントリーシート（様式第1号） ※直近の活動報告書及び収支決算書、定款、規約、会則等を添付のこと
提出先	尼崎市総合政策局 協働推進課までメール、ファックス、郵送、持参 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（北館4階） 電話 06-6489-6153 ファックス 06-6489-6173 メール <a href="mailto:ama-shiminteian@city.amagasaki.hyogo.jp">ama-shiminteian@city.amagasaki.hyogo.jp</a> （本制度専用アドレス）
問合せ	制度内容の問い合わせ、提案内容の事前の相談等は協働推進課まで

**2 募集内容（事業の要件）**

自由なテーマ・発想で課題解決の手法をご提案ください。手法の実施方法は、①委託事業、②協働事業（協働実施及び補助金等の交付）、③その他連携事業があり、それぞれ要件は次のとおりです。

※提案時に①～③を決める必要はありません。提案内容等に応じて市と協議する中で決定します

<b>共通</b>	<input type="checkbox"/> 公益的な事業であること（営利を目的とする事業は不可） <input type="checkbox"/> 予算の見積もりが適正であること <input type="checkbox"/> 本市の総合計画の方向性に沿ったものであること
<b>委託事業</b>	<input type="checkbox"/> <u>市が実施する事業（新規又は既存）を委託化する提案</u> で、市が直接実施するより、サービスの質やコスト面等において付加価値があり、市民にとって有益なもの <input type="checkbox"/> 現行と同一の事業内容のまま、単にコストを低減させるものでないこと（複数の事業を単にまとめることによってコスト低減を図るものも不可） ※ 委託事業と合わせて自主事業を行うことを含む提案は可（委託事業の効果を向上させる目的であること、委託事業との収支の別が明確であること） ※ 市と役割分担するなど、協働して委託事業を実施することを含む提案は可
<b>協働事業</b>	<input type="checkbox"/> <u>市と協働で取り組むことで、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業</u> <input type="checkbox"/> 協働の役割分担が適切で、市との協働実施により、相乗効果が高まる事業 <input type="checkbox"/> 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、市民の視点からの取組である事業
<b>その他連携事業</b>	委託事業、協働事業に拠れない場合であっても、共催、後援、既存事業等における連携などによって、協働の取組を行うことを目指します。

### 3 団体の要件

公益的な事業を担う上で十分な実施能力を有すると客観的に判断される団体（原則として、次の全ての項目を満たす団体）

- 団体としての活動期間が原則として1年以上であること
- 5人以上の構成員で組織している団体であること
- 組織の運営に関する定款、規約又は会則を定めていること
- 団体の予算、決算について適正な会計処理が行われていること

※次に該当する場合は、提案できません

- 事業
  - ・営利を主たる目的とする事業
  - ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
  - ・政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
  - ・施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業
  - ・国、地方公共団体（本市を含む）及びそれらの外郭団体から助成等を受けている事業
  - ・法・条例等に違反する事業
  - ・公序良俗に反する事業
  - ・暴力団等の利益になるとき
- 団体
  - ・市が事務局に参加している団体。ただし、外郭団体及び外郭団体に類する団体を除く
  - ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
  - ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
  - ・公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職の候補者及び候補者になろうとするもの若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - ・尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2項から第4項に該当する団体
  - ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

### 4 経費の考え方

委託事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・市が委託料を支払う</li><li>・既存事業への提案は募集年度の当初予算における事業費（人件費を含む）※を目安とすること。ただし、新規事業及び予算の増額を伴う提案も可とする。</li></ul> ※提案の時点では、令和4年度の「事務事業シート」を参考としてください。 事務事業シートは、市ホームページあるいは協働推進課でご覧いただけます。
協働事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・市が補助金を支払う</li><li>・別表に定める対象経費について、1事業あたり概ね30万円以内</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・連携手法や実施内容等に応じて別途協議</li></ul>

(別表)

科目	対象となる経費 (いずれも事業実施に係るもののみ)	原則対象とならない経費
報 償 費	講師謝礼等	別途委託料等を支払う相手への二重払いとなりうる謝礼等
交 通 費	講師、ボランティア等の交通費	団体構成員の定期券代等
消 耗 品 費	事務用品等	参加者への景品、記念品等
印 刷 費	チラシ、ポスター等の印刷費	団体の会報等の印刷費
通 信 運 搬 費	チラシ、ポスター等の送料等	電話料、会報等の送料
保 険 料	ボランティア保険料等	
委 託 料	会場等の設営等の委託費用	
使 用 料	会場使用料、機材レンタル料等	視察や研修のみのバス借上料等
食 糧 費	講師の飲食費等 (右記の場合を除く)	懇親会や慰労会等での飲食費、手土産等
備 品 購 入 費	備品購入費 (補助額の2割以内)	個人所得となる備品の購入、修繕費用等
人 件 費	団体構成員の人件費 (補助額の2割以内)	
賃 金	アルバイト等への賃金	
そ の 他		支出の根拠が確認できないもの 団体の事務所等の家賃、光熱水費等 特定の団体に所属するための会費等 施設整備費 慶弔費、見舞金等 財産の取得等に係る経費

※人件費は「時間当たりの任意の額 (最低賃金以上で一般に許容される程度の額) ×時間数」で算出する

## 5 提案内容を検討する上で参考となる資料

本制度は、自由なテーマでご提案いただけますが、次の事項についても参考としてください。普段の活動や事業と異なる分野で、独自のノウハウやアイデアを生かすご提案も歓迎しています。

※新規事業や、事業費増を伴う提案については、市内部の予算の調整が必要となります。現時点で予算措置の目途があるものではありません。

※既存事務事業に対する提案は、直近の予算額（事務事業シート参照）を踏まえて協議を行います。

※テーマや事務事業シートの詳細などについては、協働推進課（06-6489-6153）まで。

<b>(1) 本市の既存事務事業に対する提案</b>	
本市が既に実施している事業について、より良い実施の提案を募るものです。	
募集内容	本市の既存事務事業の全部又は一部に対する、より良い実施についての提案を募集します。（委託）
ポイント	事務事業シートを参照の上、ご提案ください。本市ホームページにおいても公表しています。（本市ホームページ ID 1031710）

<b>(2) 本市が設定する提案テーマ（【新】は今年度新たに設定したものです）</b>	
庁内各局や、職員個人のアイデアに基づくテーマです。まちの課題や行政内部が困っていることなど、多様なテーマを設定しています。「ポイント」も意識してご検討ください。	
<b>No.1 コロナ禍にも負けないまちづくりに向けた新たなアイデア</b>	
募集内容	コロナ禍を乗り越え、また、今後このような危機に対応できるまちづくりに向けた、新たな取組のアイデアを募集します。
募集理由	「オール尼崎」でコロナ禍に対応を行っているところです。今回の危機は、働き方や暮らし方、地域やまちのあり方など、様々な課題を突き付けています。この対応には、市民と市とで共に新しい社会を創っていく必要があると考えています。
所管課	全局

<b>No.2 市民等の「たばこ」「ごみ」「自転車(交通安全)」のマナー意識の向上を図る取組</b>	
募集内容	ファミリー世帯の主な転出要因となっている「たばこ」「ごみ」「自転車（交通安全）」のマナーについて、市民等の意識向上につながる新たな取組のアイデアを募集します。
募集理由	マナー向上については、個々のモラルに基づくものであり、一朝一夕に改善することは困難であることから、マナーに対する意識を少しずつ変容させ、市民の生活に根付かせるような取組を行う必要があります。
ポイント	ポスターの掲示など既存の周知啓発・PR手法とは異なる、効果的に市民生活に浸透させていくような、柔軟な発想を生かした提案を期待します。
所管課	危機管理安全局 マナー向上推進担当

<b>No.3 市民提案を促す取組</b>	
募集内容	尼崎市市民提案制度をはじめとする、本市の民間提案制度への提案提出を促進する手法の提案を募集します。
募集理由	より良いまちづくりを進める上では、各種の課題解決に向けた民間からのアイデアや、民間と行政が協働した取組が必要と考えています。
ポイント	市が考える課題や現状、事業構築のスキルに関するものなど、学びの要素が詰まった提案を期待します。
所管課	総合政策局 協働推進課

<b>No.4 市民意見聴取プロセスを通じた市民参画に関する提案</b>	
募集内容	「パブリックコメント」や「市民意向調査」から成る「市民意見聴取プロセス」について、より一層市民の参画を得て、活性化を図る提案を募集します。
募集理由	重要な計画を策定する際などに、市民参画を得ながら進めるため、「市民意見聴取プロセス」に沿った策定を行っています。 市民の意見を反映しやすくするため、市の検討の熟度が低い段階から意見を募集していますが、この段階で市民の意見を得られにくい現状にあります。 民間のノウハウを活かして、多様な事案ごとに効果的に市民参画を得ることが必要と考えています。
ポイント	市民意見聴取プロセスが、単に賛否を問うものでなく、また、意見数の過多を指標とするものではないなど、この取組への理解を十分に深めた上での提案を期待します。
所管課	総合政策局 協働推進課

<b>No.5 立花地区における青少年の居場所づくり</b>	
募集内容	立花地区における青少年の居場所づくりの提案を募集します。
募集理由	立花地区では、旧青少年センターの移転後、家でも学校でもない青少年の「第三の居場所」を開設しています。今後、より多くの方々とともに取り組むことで、地域で青少年の成長を支えていきたいと考えています。
ポイント	青少年の支援に関する豊富な経験やノウハウを生かした提案を期待します。
所管課	総合政策局 立花地域課

<b>No.6 立花地区におけるプラットフォームづくり</b>	
募集内容	立花地区で、多様な方々が交流し、互いを知り、地域の課題解決や魅力向上の取組が生まれるようなプラットフォームを、ともにより良いものにする提案を募集します。
募集理由	立花地区では、身近な地域でフラットに交流し、話し合えるオープンな場が「自治のまちづくり」に重要と考え、令和2年11月から「立花かいわい会」というプラットフォームを月1回設けています。こうした場づくりそのものを、より多くの市民の皆さんと一緒に作っていきたいと考えています。
ポイント	多様な方々が互いを尊重し合い、気軽に集まりたくなるような、また、参加者の主体性が生まれるような工夫のある場づくりに関する提案を期待します。
所管課	総合政策局 立花地域課



No.7 立花南生涯学習プラザでのエディブルプラザプロジェクト【新】	
募集内容	野菜等の食用可能な植物の育成や収穫を通じた地域のつながりづくり（エディブルプラザプロジェクト）の充実を図る提案を募集します。
募集理由	立花南生涯学習プラザの敷地内では、地域住民とともに食用可能な花やハーブ、野菜などの植物を育て、収穫する活動を行っています。将来的には市民が主体的に行う活動にしたいと考えますが、植え替えや収穫の際に地域住民等の参加を募っても、活動が根付かず協力者が少ない状況であり、より魅力的な内容の構築やPRが必要と考えています。
ポイント	植物の成長が気になり自然に生涯学習プラザに足が向くような仕掛けづくりや、「みんなが育てた」という実感がわくといった、より魅力的な内容や協力者の募集を図る提案を期待します。
所管課	総合政策局 立花地域課

No.8 武庫地区における地域清掃活動の仲間づくり・参加者を増やす取組	
募集内容	ごみの不法投棄等について、現在啓発活動を行う市民や団体をつなぐとともに、新たな参加者の掘り起こしを行う提案を募集します。
募集理由	武庫地区では不法投棄等に関する相談が多い一方で、個々に啓発活動を行う方々がいますが、個々での取組には限界があり、活動を共にする仲間づくりや新たな参加者の掘り起こしに向けて働きかけを行っているところであり、より効果的な実施に向けて提案を募りたいと考えています。
ポイント	清掃活動は比較的容易に参加できる地域活動ですが、この活動への参加をきっかけに、新たな地域活動への参加のステップにつながるような提案を期待します。
所管課	総合政策局 武庫地域課

No.9 武庫地区の農業のPR	
募集内容	武庫地区の農業を市内外に効果的にPRする手法の提案を募集します。
募集理由	武庫地区は農地が多く、イチゴやダイコンから伝統野菜の「武庫一寸豆」まで、様々な農産物が生産されており、これをPRすることで、地域愛の醸成や魅力発信、ひいては農家の後継問題の解消につなげたいと考えています。
ポイント	地域を巻き込んだ形で実施する取組の提案を期待します。
所管課	総合政策局 武庫地域課

No.10 尼崎市総合文化センター周辺のにぎわいを創出する取組【新】	
募集内容	尼崎市総合文化センター周辺のにぎわい創出やイメージアップを図るための、施設・庄下川公園・アルカイク広場等を有機的に活用するイベント等の提案を募集します。
募集理由	尼崎市総合文化センターについては、耐震化工事を控えており、合わせて施設周辺の整備も検討しています。 工事完了後のにぎわい創出やイメージアップを図るため、施設と隣接する公園等を一体的に活用していく必要があると考えています。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・利用者等にどのようなニーズがあるかを捉えるため、社会実験として実施できる取組の提案を期待します。</li> <li>・民間の自由な手法やノウハウを活かし、本市の文化芸術の拠点にふさわしいのにぎわいを創出するための提案を期待します。</li> <li>・イベントの開催、屋台・キッチンカー、移動式遊具やアート作品の設置など、手法は問いませんが、実施にあたっては関係部署との十分な協議が必要です。</li> </ul>
所管課	総合政策局 文化振興課

No.11 「公共施設マネジメント」の認知度向上策	
募集内容	「公共施設マネジメント（公共施設の保有量削減や長寿命化の取組など）」について、認知度の向上及び理解を深めるための手法の提案を募集します。
募集理由	この取組を円滑に進めるため、市民とのタウンミーティング等を重ねるなど様々な手法を行っていますが、認知度は12%にとどまっています。（R3 アンケート）
ポイント	幅広い年齢層に対し、本市の公共施設に係る課題や公共施設マネジメントに取組む意義を共有できるような取組についての提案を期待します。
所管課	資産統括局 ファシリティマネジメント推進担当

No.12 事前登録型本人通知制度の登録促進につながる広報等	
募集内容	「事前登録型本人通知制度」についての、情報発信などの登録（活用）促進につながる提案を募集します。
募集理由	この制度は、第三者に住民票等を交付した場合に、登録者に通知するもので、個人情報保護や不正取得・不正使用の防止を目的としています。より一層、個人情報保護等を図るため、登録者の増加を図る必要があると考えています。
ポイント	市報やホームページなど、従来の手法にとらわれない民間ならではの提案を期待します。
所管課	総務局 市民課・窓口サービス推進担当

No.13 来庁不要な行政手続の利用促進につながる広報等	
募集内容	各種証明書の取得等、来庁不要な手続きの利用促進につながる情報発信の手法の提案を募集します。
募集理由	住民票の写しなどは、郵送やコンビニエンスストア、尼崎市オンライン申請ポータルサイトでの取得が可能であり、また、令和5年2月6日からは引越しワンストップサービスも開始し、転出の際に来庁が不要となりましたが、それが十分に浸透していません。 コロナ禍の中、より接触を減らすためにも、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、カードを持つ方などを対象に、来庁不要な手続きの利用を促進する必要があると考えています。
ポイント	市報やホームページなど、従来の手法にとらわれない民間ならではの提案を期待します
所管課	総務局 市民課・窓口サービス推進担当

No.14 地域の通いの場における活動の活性化に向けた取組	
募集内容	地域の通いの場における活動(いきいき百歳体操・高齢者ふれあいサロンなど)の活性化につながる専門的視点での、体操指導や活動内容の充実といった活動支援方法等の提案を募集します。
募集理由	地域の通いの場は、「いきいき百歳体操」「高齢者ふれあいサロン」などの介護予防に資する取組を行う場として、高齢者グループにより運営されています。 本市では、その活性化のため活動支援(補助等)を行っていますが、参加者の高齢化や活動内容のマンネリ化により、活動を縮小するグループが出てきています。 活動を活性化するため、専門的な視点から体操指導や活動内容の充実等による活動支援が必要と考えています。
ポイント	住民の自主活動であることに留意し、活動グループの意向も尊重できるような提案を期待します。
所管課	福祉局 包括支援担当

No.15 地域での避難行動要支援者の避難支援体制づくりにつながる取組	
募集内容	災害時の「避難行動要支援者」の支援体制づくりに向けた、支援関係者（地域住民や福祉専門職等）の理解と協力を得るための情報発信や啓発、発掘、当事者とのつながりづくり等の提案を募集します。
募集理由	高齢者や障害者などの「避難行動要支援者」の避難支援体制づくりが必要とされています。 体制づくりには、多くの支援関係者による「共助」の取組に向け、地域全体で助け合う意識を醸成することが大切です。 そのため、多くの市民が「我が事」として主体的に取り組む意識を高めるための情報発信や、地域を巻き込むための柔軟な手法が必要と考えています。
ポイント	地域住民、支援関係者等を巻き込んだ取組を想定しています。地域住民等による具体的な活動につながる提案を期待します。
所管課	福祉局 重層的支援推進担当

No.16 つながり支援プロジェクトにおける受入先の開拓とネットワーク化による社会参加に向けた支援の取組【新】	
募集内容	既存の制度や地域資源を利用することが困難な対象者の特性を理解した受入先（事業所や地域団体等）の開拓や、受入先との継続的なネットワーク化による社会参加に向けた支援の提案を募集します。
募集理由	個別性の高い支援ニーズを抱えて既存の制度や地域資源を利用することが困難な対象者の特性を理解した受入先（事業所や地域団体等）の開拓や、受入先との継続的なネットワークづくりにより、社会参加のための新たな活動メニューを創出することによる支援が課題となっています。
ポイント	・行政のルールにとらわれず、柔軟な手法や独自のノウハウ等を生かした魅力的な提案を期待します。 ・単一団体だけでなく複数の団体による協働提案も可とします。
所管課	福祉局 重層的支援推進担当

No.17 高血圧ゼロのまちに向けた取組	
募集内容	生活習慣病予防のための、高血圧の基準値や病院等への相談の目安、定期的な測定の必要性等を普及啓発する提案を募集します。
募集理由	生活習慣病の要因の中でも「高血圧」は市民自らが変化を確認しやすいため、重点的に普及啓発することとしていますが、これには、行政・医療関係団体・民間団体が一丸となって、より効果的に推進することが必要と考えています。
ポイント	・行政の枠にとらわれない自由な発想や、行政との協働を含め、柔軟な手法や独自のノウハウ等を生かした魅力的な提案を期待します。 ・事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。
所管課	保健局 健康増進課

No.18 特定健診を年に1回受けてもらうための取組	
募集内容	特定健診（国保加入の40～74歳）の受診率向上を図る手法の提案を募集します。
募集理由	生活習慣病の予防や望ましい生活習慣の獲得のため、特定健診を行っていますが、受診率は例年30～40%程度であり、向上を図る必要があると考えています。
ポイント	自由で柔軟な発想を生かした提案を期待します。
所管課	保健局 健康支援推進担当

No.19 子どもの育ち支援センターいくしあの支援情報を確実にお届けする取組	
募集内容	「いくしあ」で行う各種支援事業の情報が、必要な方に必要なタイミングで効果的に周知される手法の提案を募集します。
募集理由	各種支援事業の情報は、市報等や関係機関への周知によって行っていますが、支援を求めている方で、関係機関とのつながりがない方に、必要なタイミングで知ってもらうことの難しさを感じており、より効果的な周知が必要と考えています。
ポイント	民間の自由な発想やアピール力、ネットワーク等を活用した提案を期待します。
所管課	こども青少年局 いくしあ推進課

No.20 行政と民間が一体となって子ども支援に取り組むための土壌を形成する取組【新】	
募集内容	子ども支援の最前線で活動している支援者同士が、お互いの理解を深め、信頼関係を醸成し、子どもを中心においた（子どもファーストな）支援ができる仕組みづくり、土壌形成の取組についての提案を募集します。
募集理由	こども支援の最前線で活動している民間事業者の職員と行政職員が同じ研修を受講することを通じてお互いの理解を深め、尼崎市の子ども支援の協働体制を強化する取組を行いました。 この取組は、NPO法人からの申出により試行的に実現したものでしたが、行政と民間が相互理解する重要性を確認することができたことから、今後も子どもの支援を行う民間事業者と行政が協働体制を強化できる持続可能な取組を行うことが必要と考えています。
ポイント	新規の予算要求を前提としており、事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。
所管課	こども青少年局 いくしあ推進課

No.21 農業公園への来園を促す取組【新】	
募集内容	四季折々の花や農業体験などが楽しめる農業公園について、リピーターの獲得やこれまで訪れたことのない人が思わず来園したくなるような、魅力的なイベントの実施やPRといった取組の提案を募集します。
募集理由	令和4年6月～7月に実施した「あまがさき市政アンケート」では、「農業公園を知らない」が17%、「知っているが行ったことはない」が13%となり、およそ3割は農業公園を利用したことがない状況です。 このような現状を改善するために、民間のノウハウ等を活かした魅力ある提案事業を実施し、来園促進及び尼崎市の農業振興につなげていくことが必要と考えています。
ポイント	事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。
所管課	経済環境局 農政課

No.22 公共施設跡地・未利用地の利活用	
募集内容	公共施設等の跡地や事業予定地のうち、一時的に未利用となっているものの暫定利用に関する提案を募集します。
募集理由	諸般の事情により未利用となっている市有地があり、市場価値や地域需要等を踏まえた利活用により、機会損失を防ぎ、今後の土地利用の参考としたいと考えています。 対象となるのは、別表のとおりです。 ・いずれも、利用期間中、敷地内の除草等の維持管理が必要です ・並行して公募貸付けによる募集を行うため、公募貸付による年間最低貸付料同等の歳入が得られる提案とします。なお、貸付先が決定次第、本制度での募集も終了します
ポイント	事業費は本市の財政状況を踏まえて協議の中で検討します。
所管課	都市整備局 都市戦略推進担当

#### 【No.22 別表】

所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )	留意事項
食満1丁目74	宅地	94.37	
食満1丁目75	宅地	879.09	
南塚口町3丁目699-1	田	5.83	敷地内の一部に埋設管があり、掘削等の行為に制限がある
南塚口町3丁目699-3	田	771.18	
西御園町125-3	宅地	138.52	本物件に面している道路は車止めにより、車両の侵入ができない
寺町24、24-6	宅地	44.64	
田能5丁目714-7	雑種地	529.00	
田能5丁目714-31	雑種地	114.00	
田能5丁目725-8	山林	0.47	
大庄西町2丁目605	宅地	773.87	

<b>No.23 まちづくりのプロモーションのアイデア【新】</b> (駅周辺の特徴あるまちづくりの地域広報活動)	
<b>募集内容</b>	鉄道駅周辺を中心とした地域に密着した双方向の魅力発信を、市と一緒に取り組んでみませんか？ アイデア段階の提案で構いませんので、ぜひ皆様のお力を貸してください。
<b>募集理由</b>	市ではエリアの玄関口となる鉄道駅周辺を中心に、駅ごとの特徴を活かしたまちづくりを推進しています。市内外に魅力を発信するにあたり、行政だけでは限界があるため、民間が得意とする分野（エリアのオススメ店舗やイベント情報等）を交えた発信も今後必要になると考えています。
<b>ポイント</b>	・「市民だけでなく、地域のお店や企業を巻き込んで、双方向で駅周辺のまちの魅力を発信する」手法についてご提案いただける事を期待しています。 ・SNS及び動画配信サイト、ローカル情報サイト等のwebメディアや、雑誌・フリーペーパー等、情報発信媒体は問いません。また、写真や文章だけでなく、漫画・動画などの手法も大歓迎です。 (内容によっては調整が必要となる場合もあります。)
<b>所管課</b>	都市整備局 都市戦略推進担当

<b>No.24 街区表示板の利活用による尼崎市のイメージアップの取組</b>	
<b>募集内容</b>	電柱等に設置している「街区表示板」や「町名地番表示板」を活用して、本市のイメージアップやにぎわいの創出を図れるような手法の提案を募集します。
<b>募集理由</b>	市内に1万枚以上設置している表示板を活用し、市の魅力向上を図りたいと考えています。
<b>ポイント</b>	デザイン変更など、交換等の経費を要する場合には、特定のエリアに限定して、スポット的に導入するなど、費用対効果を意識してください。 なお、営利目的での利用はできません。
<b>所管課</b>	都市整備局 都市計画課

<b>No.25 「ちょっといいな」があふれるまちの景観の魅力発信の取組【新】</b>	
<b>募集内容</b>	市民・事業者の方々が考える、お気に入りのまちの景観（風景・景色）に関する情報（写真、絵、歴史エピソード、豆知識など）を収集し、様々なツールを活用して市内外に広く情報発信するなどの取組の提案を募集します。
<b>募集理由</b>	現在、本市の景観の魅力を伝える取組として、5年に1回、景観に寄与する優れた建築物や活動等の表彰を行い、その魅力をパンフレットや市ホームページ、YouTubeで情報発信を行っていますが、今後、より多くの方々に、様々なまちの景観の魅力を伝えていきたいと考えています。
<b>ポイント</b>	・情報収集及び発信する内容は、地域の魅力的な風景・景色や景観に関する個人レベルで行う取組事例等です。 ・情報発信の手法については、市の広報ツールを使用するなどの共同発信の提案も可能です。(内容により調整必要な場合あり)
<b>所管課</b>	都市整備局 開発指導課

No.26 建築物の耐震化促進につながる取組	
募集内容	住宅の耐震性向上の重要性が広く知られ、簡易耐震診断や耐震化工事につながるための取組の提案を募集します。
募集理由	昭和56年5月以前の住宅について簡易耐震診断を実施しています。現状、申請数が伸び悩んでいます。命にかかわるものであり、耐震性向上の重要性を広く知ってほしいと考えています。
ポイント	申請のある住宅にお住まいの方は高齢者が多く、インターネットの利用に馴染みのないこともあり、ポイントとなっています。若年層に対する有効な意識醸成の手法についてもポイントです。幅広く市民に対して重要性が伝わる啓発方法の提案を期待します。
所管課	都市整備局 建築指導課

No.27 マンション管理組合の適正な管理を支援する取組	
募集内容	分譲マンションの管理や居住者のコミュニティ維持について、各管理組合が自主的・積極的に行えるよう支援する取組の提案を募集します。
募集理由	市内に約700棟ある分譲マンションは、各管理組合が主体的に管理するものです。現在、そして今後、老朽化や高齢化による居住環境の低下、福祉的な対応要請の増加といった問題への対応には、専門的な知識を要することもあり、適正管理が行われていない、あるいは将来行われなくなり、周辺の住環境にも影響を及ぼす可能性があると考えています。
ポイント	管理組合が自ら適正に管理できるよう、また、今後そうした問題が起こらないよう予防し、適切な管理を継続できるよう、管理組合の意識を高め自主的な活動を促していく多様で効果的な提案を期待します。
所管課	都市整備局 住宅政策課

No.28 高齢者・障害者等の住まいの確保を支援する取組	
募集内容	高齢者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者が、安心して住まいを確保し、暮らし続けることが出来るための手法の提案を募集します。
募集理由	住宅確保要配慮者のための居住支援の充実が求められています。本市の空き家は増加傾向にありますが、そうした方の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録は少なく、空き家・空室の活用上も課題があります。
ポイント	安心して暮らせる住まいの確保には、契約から入居後の居住支援に至るまで、民間団体、事業者、市の相互の連携・協力が必要であり、柔軟な手法や各分野の様々な経験等を生かした魅力的な提案を期待します。
所管課	都市整備局 住宅政策課



No.29 市営住宅の外壁の利活用	
募集内容	市営住宅の外壁部分について、民間の自由な発想や柔軟な手法による、利活用方法の提案を募集します。
募集理由	市営住宅の外壁（窓が有る壁面を除く）の活用により、美観の向上や地域コミュニティの活性化など、地域の魅力アップにつなげたいと考えています。
ポイント	次の事項に留意してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の適切な維持保全を行ってください</li> <li>・維持管理上等の課題整理（入居者の生活環境への配慮や、利用内容に関する問い合わせ対応等）が必要となることがあります</li> <li>・実施に際しては市営住宅自治会等と十分な連絡、調整を図ってください</li> </ul>
所管課	都市整備局 住宅整備担当・住宅管理担当

No.30 「ほこみち制度」の活用に向けた取組【新】	
募集内容	まちの賑わいづくりに道路を使ってみませんか？ 尼崎市が管理する道路を使った制度（ほこみち制度）の活用方法の提案を募集します。
募集理由	令和2年度に創設された新たな制度（ほこみち制度）については、尼崎市ではまだ活用事例がなく、この制度を用いて道路を活用し官民連携のまちづくりの可能性を広げたいと考えています。
ポイント	次の事項に留意してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施できる期間：市民提案制度による実施期間は最大3年間とし、以降ほこみち制度に移行し5年毎に更新可能です。</li> <li>・実施できる場所：尼崎市道（歩道幅員の確保等の制限があるため要相談）</li> <li>・費用①道路占用料：開始3年間は無料、以降月額約54円/㎡（令和4年時点） ②道路使用許可手数料：2,000円（令和4年時点。詳細については管轄警察署まで）</li> <li>・実施場所周辺の清掃や除草など行ってください</li> </ul> <p>※制度の詳しい内容や条件につきましては、下記の国交省ホームページをご確認ください。（「国土交通省 ほこみち」とご検索ください。）  <a href="https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html">https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html</a></p>
所管課	都市整備局 道路課

No.31 公園における「犬の遊び場(ドッグラン)」の取組	
募集内容	公園における「犬の遊び場」としてドッグランを行う提案を募集します。
募集理由	「犬の遊び場」として、他の公園利用者に影響がないように犬が楽しく走り回れるドッグランを通じた、新たな公園の利用方法を考えています。
ポイント	犬好きな方々の自由な発想で、犬や飼い主だけでなく、公園利用者も楽しめるようなアイデアを期待します。 なお、次の事項に留意してください。 ・使用する公園及び場所を含めた提案としてください ・常設ではなく、イベントとしての実施してください ・市の財政的な負担は行いません ・地元や他の利用者への周知など、実施に当たっての全ての管理運営を担ってください
所管課	都市整備局 公園維持課

No.32 救急車の適正利用の促進	
募集内容	救急車適正利用及び民間搬送業務のPR手法の提案を募集します。
募集理由	救急需要が年々増加傾向にある中、緊急を要さない救急要請も見受けられるため、救急車の適正な利用や、患者搬送事業者、介護タクシーなどの民間事業者による搬送業務を広くPRすることが必要と考えています。 ※提案に当たっては、大手前大学と連携して制作した救急車適正利用PR動画の活用もご検討ください。 <a href="https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syobo/kyukyutaio/117_tekisei.html">https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syobo/kyukyutaio/117_tekisei.html</a>
所管課	消防局 救急課

No.33 住宅用火災警報器の設置促進	
募集内容	住宅用火災警報器の設置を促す普及啓発活動の提案を募集します。
募集理由	火災の逃げ遅れによる死者をゼロにするため、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、本市の設置率は伸び悩んでいます。(H28 83.0%→R4 90.0%) 様々なPRを行っていますが、行政のみでは限界があり、より効果的な普及啓発を図っていくことが必要と考えています。
ポイント	民間のアイデアにあふれる手法の提案を期待します。
所管課	消防局 予防課

No.34 上下水道事業についての理解の促進【新】	
募集内容	市民等が上下水道事業に対する理解を深めるため、より効果的な PR 手法の提案を募集します。
募集理由	上下水道事業を知ってもらうことで、①尼崎市の水道水は安全であるという安心感や料金に対する納得感を得てもらい、②災害時の水等の備蓄の推進、③水道管等の工事についての理解を得やすくすることが必要と考えています。 これまでも市民まつりなどのイベントで上下水道事業の PR を行っています。
ポイント	既存の手法にとらわれない、民間の柔軟な発想やネットワーク等を活かした提案を期待します。 また、次の事項に留意してください。 ・取組の効果検証も含めた提案としてください ・ノベルティを配布するといった提案の場合は、より効果的な配布方法を踏まえた提案としてください
所管課	公営企業局 上下水道経営企画課

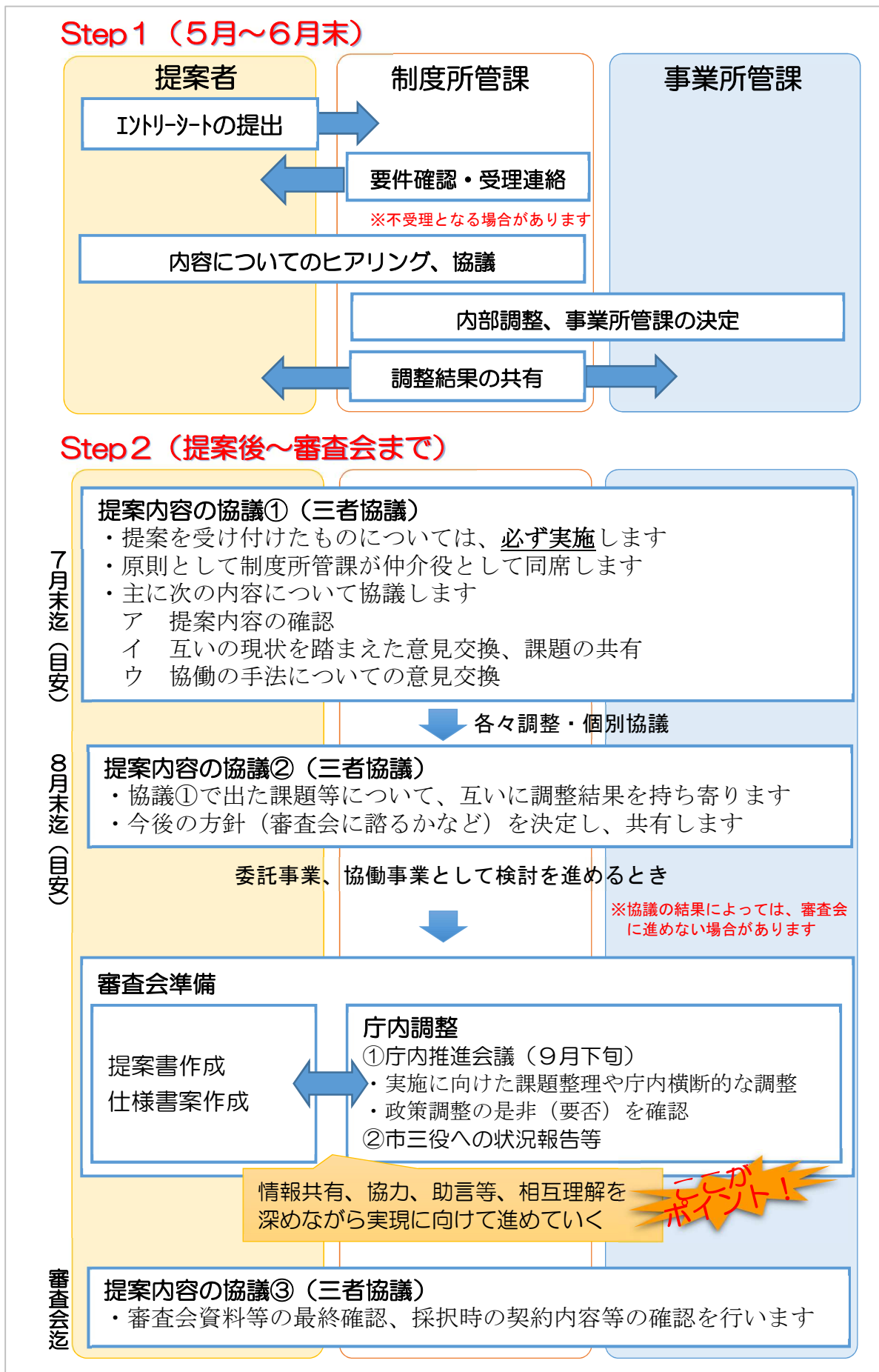
No.35 新たな手法による学校開放運営事業の実施(既存事業のより良い委託化の提案)	
募集内容	学校開放事業について、新たな手法の提案を募集します。
募集理由	現状の管理業務の質を低下させることなく、委託料等の経費が大幅に削減できる管理・運営手法が必要であると考えています。
ポイント	令和5年度予算(参考) 事業費 72,167 千円(委託料)
所管課	教育委員会事務局 スポーツ推進課

No.36 図書館の来館を促す取組	
募集内容	図書館に来たことがない人も来館したくなるような魅力的な取組の提案を募集します。
募集理由	当館では、令和3年4月より「図書館基本的運営方針」に基づく図書館運営を行っています。 現状として、本市の図書館は他都市と比較し、市民1人あたりの利用者数・貸出冊数が低水準にあります。 このような現状を改善するため、来館促進及び貸出促進を図る取組が必要と考えています。
ポイント	民間のノウハウ等を生かした魅力的な提案を期待します。なお、取組は図書館での実施を想定しています。
所管課	教育委員会事務局 中央図書館

No.37 内部統制の推進に係る本市の組織風土の課題分析及び改善に係る仕組みづくり	
募集内容	外部の視点から「本市の組織の気風（組織風土）」を分析し、そこから得られた組織風土の「課題」に対し、改善を試みる「仕組みづくり」の提案を募集します。
募集理由	内部統制に係る取組の推進において、内部では見えない、気づくことのできない本市の組織風土の特徴や課題があるかもしれません。外部の視点から、きたんのない意見をいただくとともに、知見、ノウハウを活かし、改善するための仕組みづくりが必要と考えています。
所管課	総務局 コンプライアンス推進課

## 参考 1 提案後の流れ① 協議

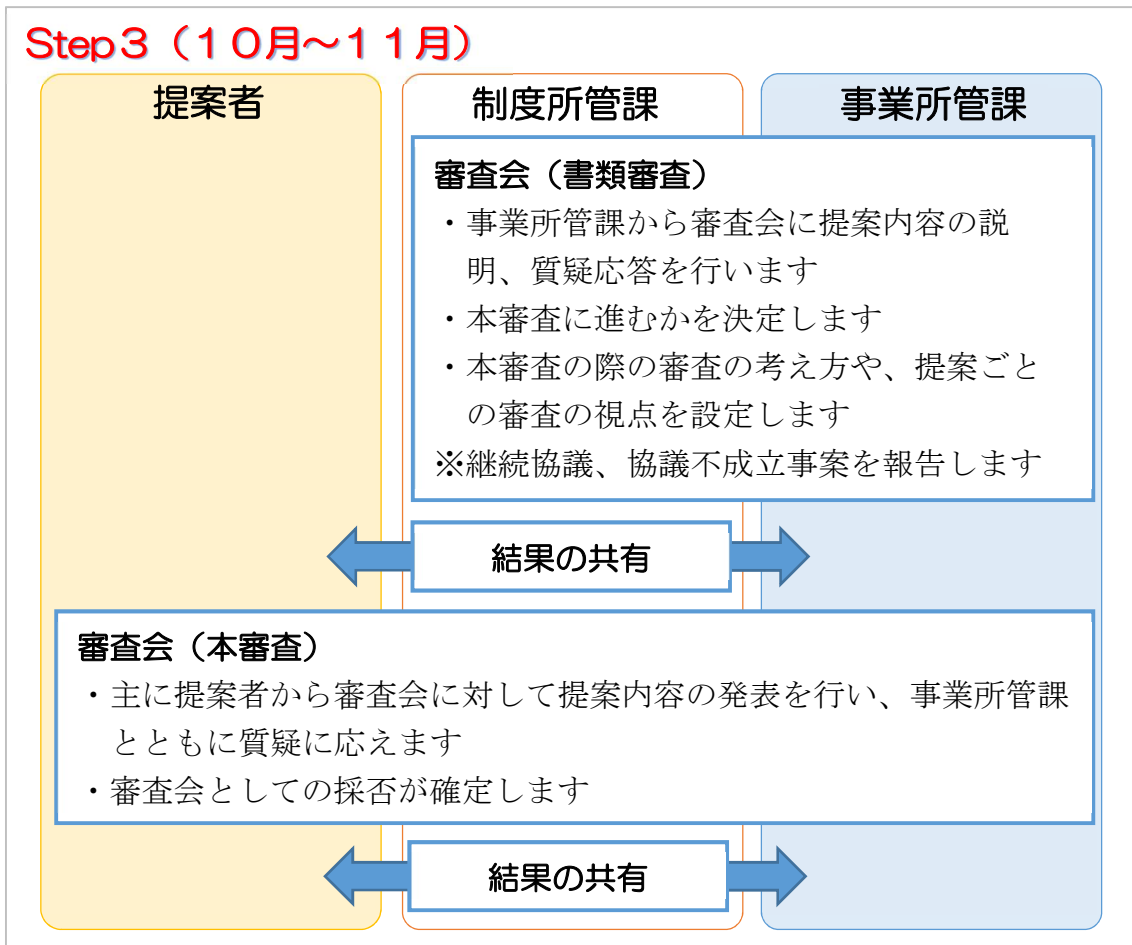
提案の提出から協議までは、次の要領で行います（市民提案制度・協働契約活用ガイドより）



💡 Step 1 の期間外も提案の問合せはお受けしています

## 参考2 提案後の流れ② 審査

審査は、次の要領で行います（市民提案制度・協働契約活用ガイドより）



審査項目は次のとおりです

共通審査項目
市民ニーズや課題の把握、目標設定が的確であること
課題及び目標に対する手法が的確であること
提案事業の実施により、サービスを受ける市民等のシチズンシップの向上や、提案者の公共的分野を担う力の向上につながること
事業計画及び収支計画が適正かつ実現可能であること
提案者に事業実施能力が認められること
継続性や発展性、他の事業との連携が期待できること
委託事業
独自のノウハウや強みが活かされており、市が直接実施するよりも、①質の高いサービスが期待できること、また、②効率的で経費の削減につながること
市民の社会活動や起業、雇用創出等、地域経済の活性化が期待できること
協働事業
先駆性、新規性が認められ、モデル事業となり得ること
公益性が認められ、また、公平性が確保されていること
市と協働することにより、効果的な課題解決など、相乗効果を期待できること

### 参考3 提案後の流れ③ 採択後の流れ

採択後の流れは次のとおりです。(市民提案制度・協働契約活用ガイドより)

#### 講習会の受講

- ・提案を行った年度内に、事業内容や官民の協働、持続可能な団体運営等について、外部講師による講習を行います

#### 契約等の締結、経費の支払い等

- ・委託事業、協働事業における契約形態等は下表のとおりです
- ・契約等の締結時に、事業完了後に行う振り返りの際の評価項目等についても協議し、あらかじめ決定しておきます

	委託事業	協働事業
契約等の形態	委託契約または協働契約・委託型	協働契約・補助金型または協働契約・負担金型
契約等の期間	単年度	単年度
更新	原則最大3年間随意契約可 ※評価結果によってはこの限りではありません	3年間を限度に実施年度末に審査会で継続可否を審査
経費の支払い	契約内容による	請求後15日以内に概算払い
3年後の取り扱い	本制度による再提案不可 ⇒プロポーザル等により引き続き委託化することや、市が再び直接実施することなどが考えられます	本制度による再提案不可 ⇒取組結果や市の状況等を踏まえて、事業所管課にて予算化を行うことや、予算化には至らないものの、引き続き連携等を行うなどが考えられます

※協働契約については、次項をご参照ください

#### 協働事業の実施内容を変更するとき

事業内容を変更する場合には事業所管課への申請が必要です。

#### 実施結果の報告、振り返りについて

事業終了後は、実施結果報告書を協働で作成します。なお、協働事業については別途、審査会での振り返りの機会を設けます。(事業実施年度の2～3月頃)

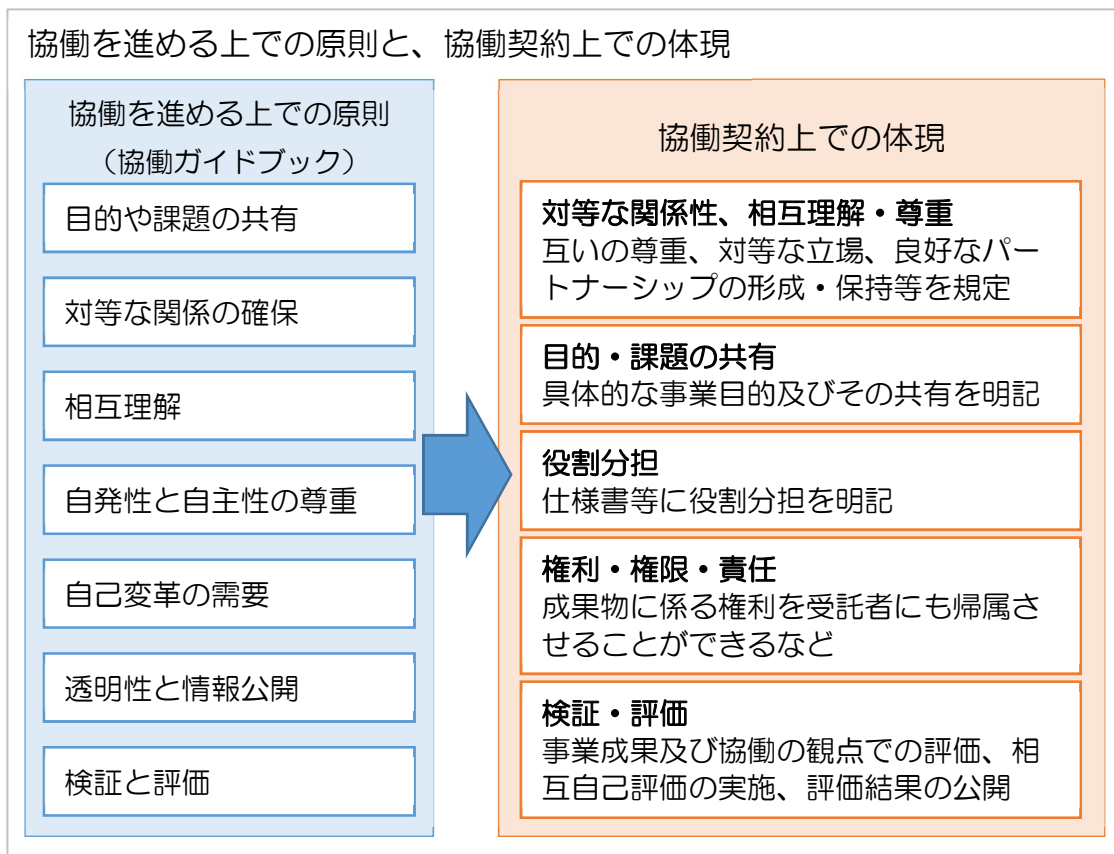
#### 協働事業の経費の精算について

実施結果報告書を提出後、市が補助金等の額を確定します。確定額が交付済みの額より少ない場合(補助金等が余る場合)には、精算(補助金等の返還)が必要です。

## 参考4 協働契約について

協働の取組の実施段階において、良好なパートナーシップを築き、協働の相乗効果を一層高めていくためには、互いのルール等の相互理解や、対等な関係性の確保などが重要です。

「協働契約」は、相互理解や対等な関係性、役割分担等の「協働を進める上での原則」を契約上に盛り込むことで、互いに協働しやすい環境をつくっていくためのものです。



## 協働契約の種類

協働契約には、「委託型」「補助金型」「負担金型」の種類があります。

協働契約の類型	運用方法
協働契約・委託型	○○業務の委託に係る協働契約書（委託型） ----- ○○業務委託契約書 + ○○業務の協働実施に係る協定書（又は覚書等）
協働契約・補助金型	○○補助金交付決定通知 + ○○事業の実施に係る協働契約書（補助金型）
協働契約・負担金型	○○負担金交付決定通知 + ○○事業の実施に係る協働契約書（負担金型）





## 提案者の皆様並びに市職員へ ～協議を行うに当たっての注意事項～

本制度において提案者と市とが対等な関係で協議を行い、互いに Win-Win となる結果を得るためには次の事項が重要です。

協議に先立って、次の事項について制度所管課からご説明いたしますので、事前にご確認をお願いいたします。これらの事項が守られ、建設的な協議となるよう、制度所管課が協議の場に同席いたしますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

### 互いの尊重・相互理解

互いの組織等のルールや状況、立場、得手・不得手等があることを、互いに理解し、認め合った上で、互いに歩み寄る姿勢を持つように意識してください。

- 提案者は、「具体的に、実現（達成）したいことは何か」を意識してください
- 市職員は、「どうすれば提案を実現できるか、どこまで実現できるか」を意識してください

例えば、提案者は、実際の課題を抱える人々に直に接しており（あるいはその当事者であり）、強い想いと使命感を持って提案をされています。  
一方で、市職員にとって、公金の使い道に関する理由や有効性等についての説明責任は重く、意思決定のプロセスも複雑なため、提案を実現するために越えるべきハードルは少なくありません。

### 対等な関係と率直な意見交換

協働して何かを成し遂げる上では、互いが対等な関係であるとともに、適切で良好なパートナーシップを築くことが必要です。これは、採択後に事業や取組の目標を達成できるかを大きく左右します。

- お互いに率直な意見交換を行うようにしてください。
- 提案者は、自らの貴重な経験や想いを市に伝えるとともに、市職員を課題解決に向けて共に取り組むパートナーとして意識してください
- 市職員は、相手の課題認識を真摯に受け止めるとともに、提案内容や効果の見込み等について疑義があるときは、遠慮なく確認を求めてください。また、提案者を課題解決に向けて共に取り組むパートナーとして意識してください

提案者は地域や社会の課題に直接向き合い、市の知らない現状を知っていることが多くありますが、市も使命感を持って取り組んでいます。  
市は経費等を支出しますが、だからといって優位な立場にあるわけではありません。  
お互いがお互いの役割と責任を果たす中で現状があり、互いの持つ強みを生かし合いながら、現状をより良くしていくためにどうすれば良いかを考えるのがこの制度です。